3 先生と私

── コーポレート・ガバナンスの収斂論争、中国会社法、経済政策法としての会社法 ──

仮屋広郷*

- I はじめに
- Ⅱ 宍戸先生と私
- Ⅲ 布井先生と私
- Ⅳ 山部先生と私
- V おわりに

I はじめに

宍戸善一先生・布井千博先生・山部俊文先生の記念論文集に寄稿する機会をいただいた。せっかくの機会なので、3人の先生方と私の出会いや、先生方の研究と私の研究が重なり合うところについて、私の学問的関心と心の赴くままに、自由に文章を綴らせていただき、できあがったエッセイ(?)を先生方にお贈りすることにしたい。なお、サブタイトルにあげたのは、各先生の研究と私の研究が重なり合うところに光を当ててみたたときに、キーワードとなる言葉である。

Ⅱ 宍戸先生と私

1 先生との出会い

2018年4月、一橋大学は、国際企業戦略研究科・経営法務専攻を再編し、法

[『]一橋法学』(一橋大学大学院法学研究科)第 20 巻第 1 号 2021 年 3 月 ISSN 1347 - 0388 ※ 一橋大学大学院法学研究科教授

(34) 一橋法学 第20巻 第1号 2021年3月

学研究科の新たな専攻「ビジネスロー専攻」として統合した。これにより、宍戸 先生と私は、同じ研究科のスタッフになった。

私がはじめて宍戸先生と会話を交わしたのは、2018年4月の法学研究科の年度初めの懇親会(立食形式)のときだった。ワイン(記憶が定かでないが、ワインだったと思う。私自身はビールを手にしていた気がする)を片手にやってこられた宍戸先生が、「森先生の祝賀パーティには参加されますか?」と声をかけてくださったのである。森淳二朗先生の退職記念論文集に、宍戸先生は、「非公開企業における動機付け交渉――忠実義務と退出権の代替性の観点から」」)という論文を寄稿されており、私も小論2)を寄稿していたからである。

記念論文集にはよくあることのようだが、原稿を提出してからずいぶんと時間がたってから校正刷りが送られてきた。宍戸先生が、書いたときの記憶が薄くなっていて、校正が大変だったと苦笑いされていたのを覚えている。

2 研究が重なり合うところ

宍戸先生の主要な著作の一つに、『動機付けの仕組としての企業』③という本がある。この本は、私の本棚にも並んでいるが、これは、宍戸先生がご恵贈くださったものである。この本の第3編第5章では、収斂論争──「世界のコーポレート・ガバナンスが、近い将来において、ある一定の方向に収斂する可能性があるか否かをめぐる議論」④で、1990年代の初め頃から、アメリカを中心に盛んに行われてきた──が取り上げられている。

第3編第5章の初出は、2004年の成蹊法学58号である。同じ頃、実は、私も収斂論争に関心を持っており、小論を書いたことがある⁵⁾。 宍戸先生が、「必然的収斂」学派と呼ぶ立場⁶⁾を批判的に検討したものである。

このエッセイを書くにあたり、再度、第3編第5章を紐解いてみると、次の記述が目にとまった。

¹⁾ 宍戸善一「非公開企業における動機付け交渉 — 忠実義務と退出権の代替性の観点から」 徳本穣ほか編『会社法の到達点と展望 — 森淳二朗先生退職記念論文集』(法律文化社、2018年) 209 頁以下。

2) 拙稿「ファイナンス論と企業法 — 自己株式の取得・相場操縦を素材として」 徳本穰ほか編『会社法の到達点と展望 — 森淳二朗先生退職記念論文集』(法律文化社、2018 年) 102 頁以下。

余談であるが、田中亘「自己株式規制の過去・現在・未来――需給調整のための自己株式取得を真剣に考える」久保大作ほか編『吉本健一先生古稀記念論文集 企業金融・資本市場の法規制』(商事法務、2020年)57 頁以下においては、「本稿とスタンスは非常に違うが、需給調整のための自己株式取得について検討した数少ない先行研究」(同論文65 頁注20から引用)として拙稿が取り上げられ、こうコメントされている。「本稿では、仮屋教授の個々の議論について応答することはしなかったが、本稿の分析全体が、同教授の問題提起に対する回答になっていることを期待している」(同論文96 頁注64から引用)、と。

田中論文が上梓される前に、私は田中教授から、「先生からいただいた論文〔=上記の拙稿:仮屋〕に触発されなければ、このテーマで論文を書くことはなかったと思います。論文ができましたらお贈りします」とのメールをいただいていた。楽しみに待っていたら、言葉通り、論文が手もとに送られてきた。とても嬉しかった。しかし、上記のコメントが掲載されている注の記述を見て、少しがっかりした。そこの記述から、彼は私と問題意識がシンクロしていないことが分ったからである。つまり、田中論文は、私の問題提起と嚙み合った回答にはなっていないのである。

読者諸氏には、拙稿 112 頁以下の「3 ファイナンス論がもたらす無意識のバイアス」の 箇所と、114 頁の「6 おわりに」の箇所を一読した上で、田中論文を読んでいただきたい と思う。また、拙稿「情報・公共財・開示制度 — ある大学教員の学会メモ」法学セミナ - 2017 年 6 月号 43 頁以下、45 頁~46 頁の記述に目を通していただければ、田中論文は、 私の問題意識とシンクロしていないことが、よりよく分かっていただけると思う。

自分の問題意識をほかの人と共有することは難しいことだ。真木悠介(見田宗介東京大学名誉教授)の言葉を思い出す。以下は、真木悠介『時間の比較社会学』(岩波書店、2003年)331頁からの引用である。

問題感覚の核を共有することのできる読者が一人あるなら、そしてこのような一つの 問いの、核心にことばが届くということがあるなら、それは書くものにとって、奇蹟 といっていい祝福である。

- 3) 宍戸善ー『動機付けの仕組としての企業:インセンティブ・システムの法制度論』(有 斐閣、2006 年)。宍戸先生の企業法研究は、「企業を企業活動に必須の資源の拠出者間に おける動機付け交渉(インセンティブ・バーゲニング)の場であると捉えること」をスターティングポイントとしており、そのフレームワークを提示したのが、本書である(宍戸 善一「『企業法』研究の現状と課題」一橋法学19巻3号〔2020年〕1頁以下、2頁参照。「 」は同頁から引用)。なお、インセンティブ・バーゲニングとは、「各プレーヤーが自らのペイオフを最大化するために、他のプレーヤーにその有する資源を拠出するよう、インセンティブを与え合うこと」(同論文3頁から引用)である。なお、以下では、書籍を「宍戸・前掲注3)」と引用し、論文を「宍戸・前掲注3)〔一橋法学〕」と引用する。
- 4) 宍戸・前掲注3)233頁から引用。
- 5) 拙稿「会社法の歴史の終わり?」一橋法学2巻3号(2003年)401頁以下。
- 6) 宍戸・前掲注 3) 234 頁参照。「必然的収斂」学派の主張は、進歩史観に彩られているが (拙稿・前掲注 5) 412 頁)、このような主張がなされる社会的・時代的背景には、アメリカの一極覇権主義の影響もある。拙稿「国際政治と会社法制改革 — 平成 5 年商法改正を 通して今を見る」法学セミナー 2016 年 3 月号 48 頁以下、56 頁参照。

(36) 一橋法学 第20巻 第1号 2021年3月

最近では、世界のコーポレート・ガバナンスは、法制度などの形式面での 収斂は困難であるが、機能的な収斂は進行しているとの見方が有力になって いる。しかし、日本において、それとは反対の現象、すなわち、形式的収斂 は進んだが、機能的収斂は進んでいないという現象が進行しつつあるように 思われる70。

2002年に行われた商法改正において、日本は、ボード・システムとして、従来の監査役設置ボードに加え、新たに、アメリカ型の委員会設置ボードを大企業の選択肢として導入した。……日本においては、法形式的には、二つのボード・システムが併存する時代がしばらくは続きそうであるが、アメリカ型システムを選択することが可能になった点が重要である8)。

また、ボード・システム以外にも、1950年の商法改正以来、日本では、会社法のアメリカ化が進められてきた経緯があり、最近では、自己株式取得、種類株式、ストック・オプション、企業の組織再編のための手段等において、アメリカとほぼ同じ法制度がとられるにいたっている。その意味では、会社法に関しては、アメリカ型の制度に形式的収斂が行われたと言える⁹⁾。

このように、日本のコーポレート・ガバナンスのアメリカ型コーポレート・ガバナンスへの形式的収斂はほぼ完了したが、それに伴い、機能的収斂も進行しているのであろうか。……動機付けパターンに着目すると、両国は、まったく異なったコーポレート・ガバナンス・システムをとっており、将来において、機能的に収斂するとも思われない¹⁰⁾。

また、第3編第8章には、こうある。

宍戸・前掲注3)242頁から引用(注は省略した)。

⁸⁾ 宍戸・前掲注3)242頁~243頁から引用(注は省略した)。

⁹⁾ 宍戸・前掲注3) 243 頁から引用(注は省略した)。同書244 頁注35 には、「2005 年会社法改正は、その集大成と言える」とあるが、アメリカの研究者の目にもそのように映っているようである。Donald C. Clarke, "Nothing But Wind"? The Past and Future of Comparative Corporate Governance, 59 Am. J. Comp. L. 75, 101 (2011).

¹⁰⁾ 宍戸・前掲注3)243頁から引用(注は省略した)。

コーポレート・ガバナンスの収斂論争の現在の通説とも言える「機能的収斂論」は、法制度などの形式的収斂は困難であるが、機能的収斂は起こり得る、あるいは、すでに起こりつつあると主張する。機能的収斂論が前提としているのは、モニタリング・イメージへの収斂であると解することができるが、……モニタリング・イメージの選択には、外生的な必要条件があり、また、条件が満たされている場合であっても、モニタリング・イメージの選択が常に最適であるとは限らない¹¹⁾。

事実、日本の現状は、機能的収斂論とは逆の方向で進んでいるように思われる。すなわち、アメリカ型会社法制度への形式的収斂は進んだが、動機付けの仕組に関する機能的収斂は起きていない¹²⁾。

さらに、第5編第3章には、以下のようにある。

社外取締役の割合といった外形的な要素だけでなく、動機付けパターンという内在的要素も含めた場合、世界のコーポレート・ガバナンスが一つの型に収斂するということはあり得ないことがわかる。通説的見解とは反対に、法制度の形式的収斂はあり得るが、動機付けパターンを含む機能的収斂はまず起こり得ないと思われる。1990年代以降の日本のコーポレート・ガバナンスの歴史は、その端的な証左と言えよう¹³⁾。

以上を踏まえて、この本が上梓されてからあとの時代に目線を移すと、政府が 音頭をとって改革が進められ、今なおそれが進行中であることは周知のとおりで

¹¹⁾ 宍戸・前掲注3)334頁~335頁から引用(注は省略した)。

¹²⁾ 宍戸・前掲注3)335頁から引用(注は省略した)。

¹³⁾ 宍戸・前掲注 3) 404 頁から引用 (注は省略した)。なお、最終講義 (2020 年 2 月 12 日) においても、宍戸先生は収斂論争に言及されているが、「インセンティブ・バーゲニングのインフラである市場環境と社会規範が国ごとに異なるとすれば、企業システムも企業法も1つではあり得ない」とされている。また、宍戸先生ご自身、グローバルに普遍的な原則を追い求めてきたにもかかわらず、企業法はローカルなものであり、「グローバルに普遍的な原則はない」ということを自覚するに至ったことが語られている。宍戸・前掲注 3) [一橋法学] 7 頁参照。「」は同頁から引用。

(38) 一橋法学 第20巻 第1号 2021年3月

ある。平成14年(2002年)改正で、取締役会の監督機能をモニタリング・モデル¹⁴⁾に近づける道筋をつけようとして導入した委員会等設置会社(現在は、指名委員会等設置会社)は、あまり普及しなかったことから¹⁵⁾、平成26年(2014年)改正では、監査等委員会設置会社が機関設計の選択肢に加えられた¹⁶⁾。また、令和元年(2019年)改正では、会社法327条の2が改正され、一定の会社

論文は一人歩きしてしまうから、恐ろしい。もっとも、書かれたものが誤解されたまま一人歩きすることは珍しいことではない。その典型がアダム・スミスの『国富論』である(拙稿「アダム・スミス、ノーム・チョムスキー、そして、会社法――『見えざる手』を見つめ直すとき、それは今」法学セミナー 2020 年 2 月号 50 頁以下を参照)。ちなみに、「今日、多くのスミス研究者が、スミスが利己的倫理を説いた経済自由主義の祖であるという説を否定しており、……スミスは、商業社会の発展が『同感』〔sympathy:仮屋〕の原理を通じて人間関係を深め、同朋意識を高めるであろうと考えていたというのが、今日のスミス研究における標準的な解釈である」(中野剛志「日本経済学新論―― 渋沢栄一から下村治まで」〔筑摩書房、2020 年〕88 頁から引用)とされている。

15) なぜ普及しなかったのかというと、この機関設計を採用すると、経営者の「権力」の源泉が奪われてしまうからである。つまり、この機関設計を採用すると、監査委員会に加えて、指名委員会と報酬委員会もセットで置く必要があることから、次期取締役候補の決定権や個別の報酬決定権という「権力」の源となる重要な権限を、社外取締役が過半数を占める委員会に奪われてしまうことになる。それゆえ、指名委員会等設置会社に移行する会社は少なかったのである(浜辺陽一郎「問われる企業統治と会社法改正の動向(下)」会社法務 A2Z 2012 年 3 月号 14 頁以下、15 頁、土岐敦司「委員会設置会社のガバナンス」法律時報 80 巻 11 号(2008 年)38 頁以下、42 頁参照)。森本滋「監査等委員会設置会社をめぐる法的諸問題」監査役 651 号(2016 年)4 頁以下、4 頁も、強力な権限を有する指名委員会・報酬委員会に対する抵抗感が強く、実務においては、指名委員会等設置会社はほとんど利用されなかったとしている。

なお、加藤貴仁「コーポレート・ガバナンスをめぐるルールのコンバージェンス ― 独立取締役の導入と証券取引所の役割を題材にして」ソフトロー研究 18 号(2011 年)55 頁以下、65 頁~66 頁は、日本でモニタリング・モデルが採用されない理由として、Community Firm とモニタリング・モデルを両立させることが困難であることをあげている。Community Firm とは、日本型コーポレート・ガバナンスの特徴を示す用語で、組織の内部者の利益を重視する程度が非常に高いという特徴(たとえば、正規従業員に対する終身雇用の保障など)を持つコーポレート・ガバナンスの形態のことをいう(加藤・前掲論文58 頁)。

¹⁴⁾ モニタリング・モデルについては、川濱昇「取締役会の監督機能」森本滋 = 川濱昇 = 前 田雅弘編『企業の健全性確保と取締役の責任』(有斐閣、1997年)3 頁以下、拙稿「時計、青いバラ、そして、コーポレート・ガバナンス一機械論に覆われる世界」法学セミナー 2019年2月号37 頁以下を参照。なお、川濱論文は、モニタリング・モデルを推奨するように言及されることが多いが、論文の意図はそこにはなく、むしろ、単に移植すればすむ話ではないことを指摘したつもりであった、と、川濱教授ご自身が、メールを通じて、私にコメントをくださったことがある。

に社外取締役を置くことが義務づけられた17)。

つまり、コーポレート・ガバナンス改革が進展中の日本においては、規範論としてのモニタリング・ボードが唯一目指すべき目標として受け入れられつつあり、その観点からの改革が進められているように見えるわけである。宍戸先生流に言えば、機能的収斂は起こりえないのに、ひたすら法制度の形式的収斂(アメリカ化)ばかりをやっているのが今の改革であるということになるだろう。事実、宍戸先生は、2017年の論攷において、モニタリング・ボードは、今後の日本に最適なボード・システムを議論する理論的基盤としては問題があるとされている¹⁸⁾。われわれは、この指摘を真剣に受け止め、検討してみる必要がある。

なお、江頭憲治郎『株式会社法〈第7版〉』(有斐閣、2017年)583 頁は、平成26年(2014年)改正時にこの制度の創設を「主導」したのは、産業界ではなく、上場会社への社外取締役の設置強制を主張する勢力であったとし、この会社形態には、社外取締役の設置について便宜を図るという点を除いて、明確な理念が欠けているとする。そうであるならば、われわれは、そうした「勢力」の存在を踏まえ、「ルール形成のダイナミクス」――この言葉は、藤田友敬「はじめに」中山信弘編集代表(藤田友敬編)『ソフトロー研究叢書第1巻 ソフトローの基礎理論』(有斐閣、2008年)1頁以下、1頁にある言葉を借用したものである――に目を向けてみる必要がある。

17) こうした改正に後押しされて、監査等委員会設置会社制度は、指名委員会等設置会社制度が創設されたときとは比べものにならない速さで、広がりを見せている。令和元年(2019年)7月の時点において、上場会社で監査等委員会設置会社に移行した会社は、既に1000社を超えている(神田秀樹『会社法〈第22版〉』(弘文堂、2020年)265頁。ちなみに、上場会社で指名委員会等設置会社は、令和元年7月の時点で70社程度である〔神田・同書269頁〕)。

しかし、この制度が良い形で広く利用されるか否かは、この制度を採用する企業の意識と運用のあり方にかかっている。ある企業弁護士は、社外監査役・社外取締役を務めた自身の経験からすると、監査等委員会設置会社にはコンプライアンスの観点から不安があり、それを採用する企業にガバナンス尊重の意識がなければ不正リスクが高まる可能性があるとしている(山口利昭『ビジネス法務の部屋からみた会社法改正のグレーゾーン』〔レクシスネクシス・ジャパン、2014 年〕138 頁~140 頁参照)。

18) 宍戸善一「モニタリング・ボード再考 — 内部ガバナンスと外部ガバナンスの補完性の 観点から」黒沼悦郎 = 藤田友敬編『企業法の進路 江頭憲治郎先生古稀記念』(有斐閣、 2017 年) 231 頁以下を参照。

¹⁶⁾ 監査等委員会設置会社制度については、中間試案において監査・監督委員会設置会社制度として提案された段階で、この制度は、一部財界の意向を受けて、一部の弁護士が熱心にその理論構築に励んできたことの成果であり(浜辺・前掲注15)14 頁参照)、その理念が表向きにどのように説明されるかとは無関係に、ガバナンスに問題がある企業に限ってこの機関設計を選択してしまい、経営者に対する制度的な牽制の弱体化を招くことになりかねないとの厳しい見方があった(浜辺・前掲注15)16頁)。

Ⅲ 布井先生と私

1 先生との出会い

布井先生と私は、一橋大学の堀口亘先生のゼミナールの出身である。布井先生に私が初めてお会いしたのは、1989年(の6月か7月)に開催された堀口ゼミのOB会のときだった。当時、布井先生は、ボン大学での在外研究を終えられ、東海大学法学部の助教授をされていた。私は、修士課程の1年生で、博士課程に進学する予定など頭の中にはなく、修士論文のテーマすら考えていなかった頃である。

OB 会の会場で、布井先生が、「何をやっているの?」と、研究テーマについて尋ねてくださり、会話のきっかけを作ってくださった記憶がある。しかし、自分が何を話したのか、まるで覚えていない(修士論文のテーマのかけらさえ持っていないのだから、まともな会話ができたはずもなく、記憶にないのは当たり前だ)。そのときは、「ニートな感じの先生だなあ」という印象を持ったのを覚えている。

2 研究が重なり合うところ

布井先生は、中国法への造詣が深く、2006年には『改正中国会社法・証券法』¹⁹⁾を上梓されている。また、「アジアビジネス法」を研究の柱の一つに据えられており、2004年から2009年まで、「JICA経済法・企業法整備プロジェクト」国内支援委員会委員長を務められていた。

2005年には、中国で会社法と証券法の大改正が行われたが、この改正に対しては、世界各国の多くの学者・法曹実務家が関心を示し、中国政府もグローバル・スタンダードを充たす制度の創設に意欲を見せていたことから、世界各国から様々な機関による立法協力が行われた(中国でのビジネス・チャンスを考えれば当然である)。そして、日本が行った立法協力の一つが、JICAの「経済法・企業法整備プロジェクト」であり200、布井先生は、このプロジェクトに関与さ

¹⁹⁾ 射手矢好雄=布井千博=周劍龍『改正中国会社法・証券法』(商事法務、2006年)。

²⁰⁾ 射手矢 = 布井 = 周・前掲注 19) 9 頁。

れていたわけである21)。

私は、「中国法」についても「アジアビジネス法」についても「ど素人」なのであるが、大学院において、中国人留学生と接する機会が多いことから、かつて、中国法を素材に、比較法研究の視座を提供することを試みる小論を書いたことがある²²⁾。そういう次第で、中国に目を向けて制度を考えてみるという点において、布井先生と私は学問的な関心を共有しているといえそうなわけである。

曲がりなりにも中国法を素材に制度分析を行ったことがある者として、また、 布井先生と同じく一橋大学を母校とする者として、ここで触れたくなるのが、 「アジアにおける会社立法の諸相」²³⁾という布井先生の論文である。論文の冒頭 には、こう記されている。

2008年6月、王保樹教授(清華大学)を団長とする調査団が来日し、周 剣龍教授(獨協大学)の協力を得て、日本商法に関する調査研究を行った。 ……一橋大学にも調査団が訪問し、川村正幸教授をはじめとする一橋大学の 商法関係者がこれに対応した。冒頭、王保樹教授は、日本の商法学者である 志田鉀太郎博士が中国商法典の成立に尽力された旨を述べられ、日中間にお ける商法の交流の歴史を披露された。これに対して川村正幸教授は、志田博 士が東京高等商業学校(一橋大学の前身)教授であったことを紹介され、こ れに応えられた²⁴。

この論述のあと、布井先生は、志田鉀太郎博士の足跡を振り返っているのであるが、話は、明治41年(1908年)、清国政府の招聘に応じて、清国の商法典を編纂するために、志田博士が清国への旅路につくところから始まっている²⁵⁾。

²¹⁾ プロジェクトの具体的な内容については、射手矢 = 布井 = 周・前掲注 19) 9 頁~11 頁 を参照されたい。

²²⁾ 拙稿「比較法研究と制度的補完性 — 中国人留学生の研究に接した大学教員の比較法研究雑感」法学セミナー 2014 年 8 月号 65 頁以下。

²³⁾ 布井千博「アジアにおける会社立法の諸相」布井千博はか編『川村正幸先生退職記念論 文集 会社法・金融法の新展開』(中央経済社、2009年) 327 頁以下。この論文集には、 私も寄稿させていただいた(拙稿「金融工学と会社法」同書61 頁以下)。

²⁴⁾ 布井・前掲注 23) 329 頁から引用(注は省略した)。

(42) 一橋法学 第20巻 第1号 2021年3月

ところで、『一橋法学』の本号は、3 先生に一橋大学名誉教授の称号が授与されたことを記念する号であるから、もう少し時間を遡って、一橋大学の「商法」の歴史について論及することは許されるであろう。

一橋大学の起源とされる「商法講習所」が森有礼によって創設されたのは、明治8年(1875年)のことである。しかし、ここにいう「商法」は、ways of trade を意味し、commercial law とは異なっていた。当時の授業内容は、商業簿記・商業算術など、商業実務に必要な一般知識であった。法律に関する講義は、明治20年(1887年)に高等商業学校になってから行われたようである。明治29年(1896年)に本科の法律科目が民法・商法・国際法に三分化され、このときはじめて「商法」がカリキュラム体系上の地位を得た。しかし、専任教授はいなかった。明治30年(1897年)に専攻部が設けられたことから、スタッフが充実されることとなり、本学最初の商法専任教授として迎えられたのが、志田鉀太郎博士であった²⁶⁾。ちなみに、志田博士の出自は、奇しくも徳川一橋家の剣術指南番である²⁷⁾。

さて、志田博士が清国政府の招聘を受ける前年(1907年)、清国政府は修訂法 律館を改組し、新組織として発足させた²⁸⁾。そして、日本から招聘されたアド バイザーである志田博士らの意見が重視され、1909年に、修訂法律館は、商律 草案(総則・商行為法・公司法・海船法・手形法の全 5編 1008条)を完成させ た。この商律草案は、明治 32年(1899年)に公布された日本商法にほぼ準拠し ていたようである²⁹⁾。

志田博士が、明治29年(1896年)1月から明治31年(1898年)10月まで、 法典調査会商法修正案の起草委員岡野敬次郎博士300のもとで補助委員を務め、

²⁵⁾ 布井·前掲注 23) 330 頁以下。

²⁶⁾ 以上については、喜多了祐「商法・経済法(1) —— - 橋商法学の形成と米谷博士の企業法論 —— 」 - 橋大学学園史刊行委員会『--橋大学学問史』(1986年)673頁以下、674頁を参照した。

²⁷⁾ 喜多·前掲注 26) 675 頁。

²⁸⁾ 顧祝軒「中国における民事法の継受と『動的システム論』(二) — 日中両国の法継受についての反省メカニズムの解明 — 」早稲田法学 78 巻 1 号 (2002 年) 35 頁以下、38 頁参照。

²⁹⁾ 布井·前掲注 23) 331 頁参照。

各国商法典の調査・研究にあたり、新商法典の立法作業に参画していたこと や 31 、清国政府が西洋列強に肩を並べた日本(時代は日露戦争直後)のアドバイザーを招き、迅速に近代法制を整えようとしていたことを踏まえると 32 、当然の成り行きであったといえよう。

商律草案起草後も、志田博士は北京に留まり、京師法律学堂において中国人学生に対して商法や国際私法の講義を行ったようである。しかし、辛亥革命によって清朝が倒されたため、商律草案は、法律として成立することはなかった³³⁾。

もっとも、1914年、中華民国(北京政府)は、商律草案の総則・公司律を、それぞれ、「商人通例」(全73条)・「公司条例」(全251条)として公布・施行している。また、「公司条例」は、その後2回の改正を経て、1929年に国民党政府(南京国民政府)が公布した「公司法」(全233条)に引き継がれた。そして、1946年の改正を経て、同法は、台湾の会社法に引き継がれている34。

志田博士が清国に渡ってからおよそ 100 年後、中国会社法が大改正されるにあたり、日本が法整備のための協力を行ったことはすでに述べたとおりである。法務省・裁判所・日弁連・経団連・東京証券取引所など、多くの組織が協力するとともに、様々なチャネルを通じて、研究者レベル・実務者レベルでのアドバイスがなされたようである³⁵⁾。布井先生は、「結果的に、2005 年の中国会社法改正は、

³⁰⁾ 布井先生と私は、岡野敬次郎博士に少しばかり「ゆかり」がある。われわれの恩師は堀口亘先生であるが、堀口先生の恩師が田中誠二先生であり、田中先生の恩師が岡野博士であるからである。実は、この話は、山部先生にもあてはまる。山部先生は久保欣哉先生のゼミナールの出身であるが、久保先生の恩師も田中誠二先生なのである。

³¹⁾ 坂口光男「志田鉀太郎」ジュリスト 1155 号 (1999 年) 47 頁以下、48 頁、喜多・前掲注 26) 675 頁参照。

³²⁾ 布井・前掲注 23) 353 頁には、「志田鉀太郎が活躍した時代、日本や中国は、列強から要求された領事裁判権を撤廃するために近代法の整備を行った」とある。また、同論文332 頁には、「19 世紀末から 20 世紀初頭にかけての時期……のアジアにおける商法典の整備は、主として領事裁判権の撤廃や関税自主権の回復という必要に迫られて行われたものであった」とある。

³³⁾ 布井・前掲注 23) 331 頁。志田博士は辛亥革命後の1912年7月に帰国している(同論 文同頁参照)。

³⁴⁾ 布井・前掲注 23) 331 頁参照。これまで、何回か台湾からの留学生が書いた会社法関係の学位論文を読ませてもらう機会があったが、時折、一昔前の日本の会社法を見ているような気分になることがあった。これには、本文で述べたような経緯が影響しているところもあるのだろう。

(44) 一橋法学 第20巻 第1号 2021年3月

日本にとっても馴染み深い制度を多く採用している」36)とされている。

これまで述べた歴史的経緯や、中国の会社法において、日本にとって馴染み深い制度が採用されたという布井先生のコメントからは、中国における法の運用も日本におけるそれと同じようなものと錯覚されてしまうかもしれない。そこで、最後に一つ注意を促しておきたい。それは、「法典に書かれたルールが、その文言どおりに実務で運用されているとは限らない」37)ということである。かつて私は、以下のように述べた。

グローバル・スタンダードを目指して法律を変えても、政策が変わらない限り法律の運用は今と変わらない、— つまり、ルールが国際標準に形式的には一致しても機能的には一致しないという乖離が生じる — 、とすれば、中国は法治主義といってもかけ声だけか、と周りの国から見られてしまうことにもなりかねないという危険もあるように思う³⁸⁾。

なお、宍戸・前掲注 3)244 頁以下では、投資家保護法制の充実度を数値化して実証研究を行った 4 人の経済学者(Rafael La Porta, Florencio Lopez-de-Silanes, Andrei Shleifer, Robert Vishny)の研究について論じられているが、「法典に書かれたルールが、その文言どおりに実務で運用されているとは限らない」とすると、会社法のルールをインデックス化して統計分析を行う研究には大きな問題がある(この点については、拙稿・前掲注 22)72 頁注 40 を参照されたい)。

実は、「コーポレート・ガバナンスの収斂論争」に多大な影響を与えたのが、彼ら(宍戸先生は頭文字をとって LLSV と表記されている)の研究である(Brett H. McDonnell, Convergence in Corporate Governance – Possible, But Not Desirable, 47 Vill. L. Rev. 341, 348 (2002)を参照)。また、この研究は、世界銀行その他の国際機関によって、法制度改革の基礎となる政策を、科学的に見せるために使われたので、広範囲の政策担当者に大きな影響を及ぼしているようでもある(Curtis J. Milhaupt & Katharina Pistor, Law and Capitalism: What Corporate Crises Reveal about Legal Systems and Economic Development around the World 20 (2008)を参照)。

さらに、IVの話を先取りしてしまうことになるが、会社法が国家の経済政策の一環として位置づけられるようになったことの背景にも、この研究がある(拙稿「グローバル化とコーポレート・ガバナンス改革」社会イノベーション研究13巻2号(2018年)61 頁以下、68 頁~71 頁を参照されたい)。

³⁵⁾ 布井・前掲注 23) 334 頁、射手矢 = 布井 = 周・前掲注 19) 11 頁~12 頁を参照。

³⁶⁾ 布井・前掲注 23) 334 頁~335 頁から引用。

³⁷⁾ 拙稿・前掲注22) 72 頁注40 から引用。

³⁸⁾ 拙稿・前掲注 22) 72 頁から引用 (注は省略した)。形式的収斂があっても機能的収斂は起こらないという **Ⅱ 2** の話に通じる。

「政治、経済、社会の仕組みが日本とはまったく異なり、法のあり方も全然違うという意味で、中国は日本からもっとも遠く離れた国の1つ」³⁹⁾であることを、われわれは肝に銘じておく必要があるのである。

IV 山部先生と私

1 先生との出会い

山部先生に私がはじめてお会いしたのは、1989年の3月の頃だったと思う。紹介してくださったのは、吉田正之先生⁴⁰⁾である。同年4月から山形大学に赴任される予定だった吉田さんの研究室(一橋大学の大学院生の研究室)に私がお邪魔しているところへ、山部先生がたまたまやってこられて、吉田さんが、「こちら、山部さん。あ、先生か」⁴¹⁾と、紹介していただいたのが初めての出会いだった。山部先生は、「山部さんでいいよ」とおっしゃっていた。

あれから長い月日が流れ、私も50歳を超えたある日、私が研究室で筋トレをやっていたときに、ドアをノックする音が聞こえるので、開けてみると山部先生が立っておられた。短パンにTシャツ姿で汗をかいている私を見て、開口一番、「おお、かりや~、小学生みたいだなあ」とおっしゃった。私は、こういうフランクな交流が好きだ⁴²⁾。

2 研究が重なり合うところ

2002年の『法律時報』の「学会回顧」には、以下のようなコメントがある。

会社法制の目的および性格をどのように捉えるかという基本的かつ重要な問

³⁹⁾ 田中信行編『入門中国法〈第2版〉』(弘文堂、2019年) iii 頁から引用。

⁴⁰⁾ 吉田先生も堀口ゼミの出身で、私が学部の3年生のとき、初回のゼミ(1987年4月)で報告の手本を示してくださったのが、当時博士課程2年生の吉田先生だった。吉田先生の報告のあと、堀口先生が、われわれ3年生に、「ここまでちゃんとできなくても大丈夫だから」とおっしゃったので、ホッとしたのを覚えている。私は、その当時から、「吉田さん」と呼ばせていただいている。後述の文章から誤解がないように付言しておくと、吉田さんは現在は新潟大学教授である。

⁴¹⁾ 山部先生は、1988年に本学の専任講師に就任されたばかりだった。

(46) 一橋法学 第20巻 第1号 2021年3月

題を扱っており、自らを私法に純化させてきた従来の会社法が経済政策的な 法制としての側面を有していることを再確認し、法改正でこの点を意識した 正面からの議論が不足している点および実証研究が必要な点に言及する示唆 に富む論稿である⁴³⁾。

42) 関連して、エピソードを紹介しておきたい。拙稿・前掲注 6) 59 頁注 94 には、以下のような記載がある。

2015 年秋、山部俊文教授(一橋大学大学院法学研究科)の研究室にお邪魔した折、話が上記の小論の内容に及び、教授は、「僕も年次改革要望書については 10 年ほど前から授業(=独占禁止法)で触れています。アメリカ側の要求のうち、何が実現して何が実現しなかったとかを示しています。日本側が難色を示したような場合も、繰り返し要求してきたようです。」とコメントされた。繰り返しの要求は、本稿で触れたグランド・ストラテジーに対するアメリカのコミットメントが強いことをうかがわせる。

本文を読んだあとに、上記の山部先生のコメントを目にすると、違和感を覚える読者がいるかもしれない。実は、上記のコメントの原文は、「彼ら結構しつこいんだよな……」と、わたしたちの会話そのままの、非常にラフな表現になっていたのである。しかし、原稿を提出する前に、念のためコメントの内容を山部先生に確認していただこうと思い、ご覧いただいたところ、「仮屋広郷君の論文の『調子』というか『勢い』に合致する文体でかまいません」とされつつ、「希望としては、もう少し品よく言ったことにして下さい、という気もしますが、まあお任せします(下に、上品バージョンを書いておきます)」というメールをいただいた。私は、「面白さ」からいったら「ラフ・バージョン」だろうと思ったのだが、「山部先生がせっかく書いてくださったことだし、紛れのない先生ご自身の言葉そのものだから」と思い直して、「上品バージョン」を採用した次第なのである。

なお、引用文にある「上記の小論」というのは、拙稿「コーポレート・ガバナンス放談 (下) ――改革の政治経済学」ビジネス法務 15 巻 9 号 (2015 年) 110 頁以下である。

ちなみに、この小論は、「上(ビジネス法務15巻8号〔2015年〕108頁以下)」と併せて、布井先生にもご覧いただき、コメントを頂戴したことがある。布井先生は、「このような政治的な背景を知らずに純粋に学問研究を続けているのは、日本人らしいナイーブさですね」とされつつ、拙稿(上・下)を「今度ゼミの教材に使わせて下さい」とされていた。学生たちの制度の捉え方が、ナイーブなものになりがちであることを心配されてのことであろう。

また、布井先生は、「年次改革報告書 [原文表記のママ:仮屋] で興味深いのは司法制度改革の要望で、法科大学院もアメリカの要望で導入された可能性が高いという点です。これも、M&A の増加を見込んだ法律サービスの提供拡大という観点から見ることができるのではないでしょうか」とも述べられていた。こうした可能性は、皆で検証してみる必要がある。そう思ったからこそ、私は、拙稿・「上」110 頁注 13 で、武本夕香子弁護士の「資料;年次改革要望書」(http://www.veritas-law.jp/ronbun_doc/20100822142013_1.pdf)を引用し、紹介しておいたのである。

ともかく、山部先生・布井先生とのこういう交流は愉しかった(なお、後掲注 60)に も布井先生との学問的な交流を記させていただいた)。 このコメントは、前年の11月に上梓された一橋大学法学部創立50周年記念論文集に山部先生が寄稿された、「会社法と経済政策の関係について」⁴⁴⁾という論文を評したものである。山部先生の研究と私の研究が重なり合うところを問われたとすれば、私の頭に思い浮かぶのは、やはりこの論文である。

同論文の「はじめに」の箇所には以下のようにある。

「株価対策のための会社法」、「景気回復のための会社法」、「適度の経済成長の達成のための会社法」、さらには「企業の競争力向上のための会社法」という会社法制の捉え方は、従来の、私的な利害調整にその役割を限定した、換言すれば、自らを「私法」に純化させてきた会社法(学)を揺り動かす可能性を有しているように思われる⁴⁵⁾。

それに続けて、①因果関係の問題(会社法制と景気回復や企業の競争力の向上などは関連があるのかという問題)と、②企業の競争力向上を目的とする会社法という考え方をどのように評価するのかという問題(そのような政策の実現を目指す会社法制を構築することが適当かという問題)があるとしたうえで46)、同論文は、②の問題を中心に論じている。

同論文において、「政策」という言葉は、「国家が何らかの目的を達成するために活動すること」といった意味で用いられている⁴⁷⁾。また、会社法学における用語法にあっては、この言葉には、「理論的」ではない(演繹的には導き出せない)というニュアンスがあることが確認されている⁴⁸⁾。

⁴³⁾ 沢野直紀 = 髙橋公忠 = 畠田公明 = 柳明昌「商法」法律時報 74 巻 13 号(2002 年)121 頁 以下、122 頁から引用。

⁴⁴⁾ 山部俊文「会社法と経済政策の関係について」一橋大学法学部創立 50 周年記念論文集刊行会『変動期における法と国際関係』(有斐閣、2001年) 391 頁以下。この論文集には、私も寄稿させていただいた(拙稿「アメリカのベンチャー・キャピタル契約のメカニズムーベンチャー・キャピタル・ファイナンスにおける交渉の力学把握のために — 」同書455 頁以下)。

⁴⁵⁾ 山部・前掲注44) 392頁~393頁から引用。

⁴⁶⁾ 山部·前掲注44) 393 頁。

⁴⁷⁾ 山部·前掲注44) 394 頁注5。

⁴⁸⁾ 山部·前掲注44) 402 頁。

(48) 一橋法学 第20巻 第1号 2021年3月

同論文では、「株主有限責任の原則」「株式制度」「資本多数決の制度」「株式譲渡自由の原則」などの、株式会社の「本質」を構成する規定・制度の検討が順次行われ、次のように述べられている。

株式会社の本質的特色とされる規定・制度は、おしなべて政策的理由から 認められている(少なくともそのように考えることができる)、ということ である。つまり、株式会社を株式会社たらしめているのは、政策的理由から 設けられた規定である、ということになりそうである。この意味で、株式会 社という制度自体が政策的産物と言い得る面がある⁴⁹⁾。

そして、理論的規定に対峙するものとして政策的規定を位置付けるならば ……、株式会社という法制度自体が、理論的観点からすれば多分に無理がある制度 (一般原理・原則を政策的理由から改変した制度) ということになる500。

株式会社という制度は、一般原理・原則からすれば無理がある制度である。 それでも社会にとって有用性があることから、いわば多少の無理は承知の上 で、株式会社制度は文字通り政策的に導入された、と見ることができる⁵¹⁾。

そして、会社法と経済政策について、こういうのである。

会社法が政策的視点を持つことはとりたてて不思議なことではない。むしろ政策的視点がより必要な法分野であろう52)。

「景気回復」を「適度の経済成長の達成」と捉え、さらに「長期的・持続的」な経済成長というものを考えた場合、会社法制がそのような目的を担うことについてとりたてて問題はないようにも思われる⁵³⁾。

企業の競争力向上(それは効率的・機動的な企業経営を図る、というよう

⁴⁹⁾ 山部・前掲注44)404頁から引用。

⁵⁰⁾ 山部・前掲注44) 404 頁~405 頁から引用。

⁵¹⁾ 山部・前掲注 44) 405 頁から引用。

⁵²⁾ 山部・前掲注44)408頁から引用。

⁵³⁾ 山部・前掲注44)409頁から引用。

な趣旨であろう)についても、それを会社法制の政策的目標として設定することにとりたてて問題はないようにもおもわれる⁵⁴⁾[。]

ただし、「いくら会社法が政策的な側面を持ち、企業経営上の要請にも配慮する必要があるとしても、それを理由としてどのような立法や解釈も可能である (許容される)という訳ではない |55)と釘が刺されている。

また、上記①と関わるが、会社法制が、経済成長を担うという課題に対して貢献しうるのかどうか(因果関係の有無)は何ともいえないのが現状であるし、「会社法制により(どれほどの)競争力向上がもたらされるのかどうかは明らかではない」とされている⁵⁶⁾。この論文が、「実証研究が活発に行われることが期待されている⁵⁷⁾とするゆえんである。

以上、論文の内容を振り返ったが、今度は、この論文が書かれた時代を振り返ってみよう。

当時は、「近代日本における四度目の大きな立法(特に商法関連立法)の時期」といわれるほど、めまぐるしく法改正が行われていた時代だった⁵⁸⁾。議員立法でストック・オプション制度を導入した平成9年(1997年)改正を皮切りに、立て続けに改正が行われ――ちなみに、山部論文が上梓された年(2001年)には、自己株式法制や株式の単位についての抜本的な改正(平成13年6月改正〔議員立法〕)・種類株式制度や新株予約権制度の整備等にかかる改正(平成13年11月改正)・取締役等の責任軽減制度の創設等にかかる改正(平成13年12月改正〔議員立法〕)が行われた――、平成17年(2005年)の会社法制定に至る、まさに立法の嵐が吹き荒れた時代の真っ只中にあった。

また、経済界主導(経済界をバックとした政党の主導)で、そして、従来では 考えられないようなスピードで、立法が次々に行われるようになり、立法の大義

⁵⁴⁾ 山部・前掲注44)409頁から引用。

⁵⁵⁾ 山部・前掲注44)408頁から引用。

⁵⁷⁾ 山部・前掲注44)411頁から引用。

⁵⁸⁾ 岩原紳作「会社法改正の回顧と展望」商事法務 1569 号 (2000 年) 4 頁以下、4 頁参照。 「 」は同頁から引用。

(50) 一橋法学 第20巻 第1号 2021年3月

名分として、経済の効率化・競争力の向上ということがいわれはじめたのが、この頃からであった⁵⁹⁾。

こうした時代状況のもとで、この論文は書かれたのである。その当時、宮島司 教授が、その時期に行われたほとんどの商法改正が産業界のニーズに合わせるためだけのものであることを指摘し 60 、次のようにコメントされていた。

従来からのわれわれ商法学者のなすべき役割は、主として、与えられた法そのものの理論的な解釈であったり、あるいは解釈上ないしは実務上問題のある法に対する客観的な立場からの改正への提言であったり、というものであった。そこでは、立法者への絶大なる信頼を前提として、確固たる理論に基づいた解釈論や立法論の主張というものがなされてきたはずである。ところが、近時このような本来純粋であるはずのわれわれの仕事が、政界絡み、あるいは経済界絡みの色彩を帯びざるをえなくなってきており、ここに商法学者として危惧の念を抱かざるをえない状況に立ち至ってきている。学問としての商法が政争の具として用いられることは、商法学にとって憂うべき事態である⁶¹⁾。

60) 宮島司 = 島原宏明『商法改正の論理』(税務経理協会、2000年) 194 頁、211 頁(宮島司)参照。参考までに付言しておくと、以前、私は、制度は力ある者に味方する傾向があることを指摘したことがある。拙稿「歪められる制度:原発問題は日本の縮図 — 制度は常に力ある者に味方する」法律時報 92 巻 7 号 (2020 年) 62 頁以下。

なお、これも余談であるが、上記の拙稿に対しても、布井先生からコメントをいただい たことがある。以下がそれである。

仮屋咆が轟いていますね。世の中、腑に落ちないことが多く、批判的精神で幅広く 物事をとらえてゆかねばならないことを痛感しています。

仮屋さんがご指摘の通り、マスコミ操作や SNS における世論操作が行われるという危険性が存在しますね。

中でも、一番私の心に残ったのは、次の言葉である。

世の中の歪みを正してゆくためには、曇りのない目と勇気が必要です。

61) 宮島 = 島原・前掲注 60) 1 頁~2 頁 (宮島司) から引用。もし、多くの人が、立法者に 絶大な信頼を置き、確固たる理論に基づいて立法が行われていると信じているとすれば、 私は、それはとても危険なことであると思う。なぜなら、こうしたスタンスで制度に接し てしまうと、「ルール形成のダイナミクス」を見る目を塞がれ、「制度は力ある者に味方す る傾向があること」を見失い、制度に内在する真の問題点を捉え損なうことになると思う からである。拙稿・前掲注 60) 71 頁~72 頁参照。

⁵⁹⁾ 岩原·前掲注 58) 5 頁参照。

山部論文は、「私法としての商法(会社法)」を強調し、政策的にニュートラルな会社法を念頭に置いているのが宮島教授の立場であるとの理解に立ち、「私法であるが故に会社法は政策的にニュートラルであるべきである、ということであれば、疑問がない訳ではない」としている⁶²⁾。

ところで、以前、私は、こう述べた⁶³⁾。

2000 年代以降は、「国の経済に資する、それをサポートする制度である」という認識のもとでコーポレート・ガバナンスを議論するのが世界的な潮流となり、「会社法の良し悪し」が「企業の良し悪し」を通じて、「国の経済の良し悪し」に影響を与えうるという、従来の純粋な法律家にはなかった視座から、会社法が位置づけられるようになっている。会社法は私法のひとつであるという役割を超えて、つまり、「会社法というのは私人間の利害を調整するルールである」という基本を超えて、国家の経済政策の一環として位置づけられるようになっているわけである。

現行の会社法は 2005 年に成立したものであるが、この会社法の制定も、 そして、2014 年の会社法改正もこうした流れの中で行われたものである。

上に付け加えると、令和元年(2019年)改正も、日本企業の国際的地位の低下を背景に、競争力の回復念頭に置いているので⁶⁴⁾、この流れの延長上にあるといえる。

すでに明らかであろう。今われわれが目にしているのは、およそ 20 年前に、 山部論文が再確認した「会社法が有する経済政策的な法制としての側面」、これ を前面に押し出して進められている改革なのである。

また、比較的最近の企業弁護士の著作には、次のような記述が見られる65)。

⁶²⁾ 山部・前掲注 44) 408 頁参照。「 」は同頁から引用。

⁶³⁾ 以下は、拙稿・前掲注37)70頁から引用(注は省略した)。

⁶⁴⁾ 近藤光男=志谷匡史『改正株式会社法V』(弘文堂、2020年)990頁参照。

⁶⁵⁾ 以下は、中村直人 = 倉橋雄作『会社法の実務』(商事法務、2016年) 10 頁からの引用である。

(52) 一橋法学 第20巻 第1号 2021年3月

会社法は、国際的な経済競争に勝利するためのインフラであって、国家的な経済政策の一環になったのである。

その意味で経済法であり、経済政策法ともいうべき法である。単純な民法の特則という位置付けではない。当事者の公平が支配原理でもない(なお、ここでいう経済法、経済政策法というのは、従来の法区分の中で独占禁止法などが経済法といわれた趣旨とは異なっている)。これは、これは企業が国際的な競争をしているだけでなく、各国の法制度も競争をしているということである。

先に見たとおり、山部論文は、その当時の会社法制の捉え方が、「自らを『私法』に純化させてきた会社法(学)を揺り動かす可能性」を示唆していたが、そのとおりになった。もはや会社法は、私法に純化されてはいないのである。

最後に、上記①の「因果関係の問題」についても付言しておこう。良い会社法は、良いコーポレート・ガバナンスをもたらす。そして、良いコーポレート・ガバナンスは、企業の競争力を高め、国の経済力を高める。このロジック(会社法→コーポレート・ガバナンス→企業の競争力・国の経済力)⁶⁶⁾が正しいのかどうかということである。これについては、今なお決着しているようには思われないが、とにかく、そういうロジックで話は進み、今では、実務担当者もこのロジックを受け入れるようになっている⁶⁷⁾。

このロジックによって、改革の歯車が回り続けた結果はというと、日本企業の国際競争力は低下したままで一向に回復の兆しはなく、日本は、Japanificationなどという不名誉なネーミングをされるほどの経済の凋落ぶりを見せている。そうすると、このロジックが間違っているのか、あるいは、(このロジックが正しいのだとすれば)これまで日本は逆向きの改革を進めてきたということになる⁶⁸⁾。しかし、そうしたことはお構いなしに、改革の歯車は、ひたすら回り続けている。

⁶⁶⁾ このロジックについては、神田秀樹「会社法改正の国際的背景」商事法務 1574号 (2000年) 11 頁以下、12 頁参照。

⁶⁷⁾ 拙稿·前掲注 37) 68 頁注 23 参照。

68) 拙稿・前掲注 14) [法学セミナー 2020年2月号] 54 頁注2を参照されたい。 残念な事実ではあるが、日本の凋落ぶりをもう少し付け加えておこう。

私が山部先生・布井先生に出会った平成元年(1989 年)、日本の国民 1 人当たり GDP は、世界 4 位だった。それが 2000 年頃から下降を続け、平成 30 年(2018 年)には 26 位まで転落した(橘玲「『韓国に並ばれる』なぜ日本は貧乏臭くなったか: 1 人当たり GDP は世界 26 位に 転 落」 PRESIDENT 2020 年 1 月 17 日号 [https://president.jp/articles//32291?page=2] を参照)。

また、平成元年当時、世界時価総額ランキングにおいて、上位50社のうち、日本企業が32社(そのうち7社が10位以内)を占めていたのに、平成30年にはトヨタ自動車1社のみとなった(週刊ダイヤモンド編集部「昭和という『レガシー』を引きずった平成30年間の経済停滞を振り返る」DIAMOND online [2018年8月20日] [https://diamond.jp/articles/-/177641?page=2]を参照)。

さらに、国際経営開発研究所(IMD:International Institute for Management Development)が公表している国際競争力ランキングにおける日本の順位(私が山部先生・布井先生に出会った頃は1位)に目を向けてみると、2020年は34位となっている。2020年の国際競争力ランキングについては、https://www.imd.org/wcc/world-competitiveness-center-rankings/world-competitiveness-ranking-2020/を参照。また、酒井博司「IMD「世界競争力年鑑 2020」からみる日本の競争力 第1回:日本の総合順位は30位から34位に下落」(https://www.mri.co.jp/knowledge/insight/20201008.html)の図1に「IMD『世界競争力年鑑』日本の総合順位の推移」が掲載されているので、参照されたい。参考までに、2020年のアジア諸国の順位を紹介しておくと、シンガポール(1位)、香港(5位)、台湾(11位)、カタール(14位)、中国(20位)、韓国(23位)、サウジアラビア(24位)、マレーシア(27位)、タイ(29位)である。

Japan as Number One という言葉に象徴される時代を、青年として生きたわれわれバブル世代の人間には、受け入れがたい現実であるが、もはや日本は、世界はおろか、アジアにおいてさえもフロント・ランナーではない。平成という時代は「失われた30年」であったが、時代が令和になっても「失われた××年」というキャッチ・コピーが有効な状況は変わらず、日本は失われ続けている。こうした現状をわれわれ一人一人が自覚しなければ日本の回復は見込めない。しかし、大手メディアは「日本の悲惨な現状」――コロナウイルス感染症の拡大によりその事実が覆い隠されている面があるので、念のために付言しておくが、われわれの国は、コロナ禍がなかったとしても、すでに衰退国への坂道を転げ落ちる危機的状況に陥っていたことを見落としてはならない――を国民に正しく伝える努力をしてはいない。メディアの特性を考えれば、仕方ないことであるとは知りつつも(拙稿「メディア・コントロールと会社法研究――メディアの注目度に着眼した制度分析が見えなくするもの」法律時報 91 巻5 号 [2019 年] 81 頁以下参照)、何ともいえない気持ちになる。

最後にもう一つだけ付け加えておきたい。衰退国家に転落している状況下にあって、われわれは、同盟国アメリカに過剰に同調することの危険も認識しておく必要がある。たとえば、寺島実郎『日本再生の基軸 — 平成の晩鐘と令和の本質的課題』(岩波書店、2020年)123頁は、ニコラス・エバースタット(アメリカンエンタープライズ研究所政治経済担当議長)の「人口動態と未来の地政学 — 同盟国の衰退と新パートナーの模索」(フォーリン・アフェアーズ・リポート:https://www.foreignaffairsj.co.jp/articles/201907_eberstadt/)という論攷に関連して、以下のように述べている。

V おわりに

気持ちに任せて書いた雑駁なエッセイではあるが、ほんのわずかでも、「懐かしかった」とか、「面白かった」という読後感が、3人の先生方に残ったとすれば、これほど嬉しいことはない。

ここでいう「衰退する同盟国」とは、ユーラシア大陸の東西にある英国と日本であり、 米国の目線からすれば、明らかに衰退の徴候を見せる両国との関係を見直し、新しい パートナーを模索すべしという主旨で、ワシントンに動き始めた本音ということもで きる。少なくとも、米国との過剰同調が招く結末を暗示している。